

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における

包括的管理業務委託（第 26－901 号）

（水の官民連携レベル 3.5）

実施方針（案）

令和 8 年（2026 年） 6 月

熊本市上下水道局

実施方針（案）の公表の目的

この実施方針（案）（以下「本方針」という。）は、熊本市下水道管路施設（中央区、東区）の維持管理について、包括的民間委託方式の発展形である管理・更新一体マネジメント方式として、「水の官民連携（レベル 3.5）更新実施型」を採用し、「熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26－901 号）（水の官民連携レベル 3.5）」（以下「本委託」という。）を実施するに当たり、熊本市上下水道局維持管理部下水道維持課（以下「本市」という。）の本方針を具体化するとともに、本委託の概要及び事業者選定に係る事務等を周知するために作成し、公表することを目的としたものです。

なお、本方針は、公表後のご意見等の結果を踏まえ、内容を変更する可能性があることから、現時点では（案）として示すものとなります。

目 次

第1章	本委託に関する事項.....	1
第1節	委託内容に関する事項.....	1
1	委託名称	1
2	対象施設	1
3	対象施設の管理者.....	1
4	本委託の目的.....	1
5	基本方針	2
6	履行場所	2
7	業務内容	3
8	委託方式	5
9	業務期間	5
10	業務実施体制.....	5
第2節	契約及び支払等に関する事項.....	5
1	本委託に関する契約及び協定.....	5
2	総価契約単価合意方式.....	6
3	支払方法	7
4	契約金額の見直し.....	8
5	遵守すべき関係法令等.....	8
6	業務の引継ぎ.....	8
7	プロフィットシェア.....	9
第2章	事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
第1節	事業者の選定方法.....	11
1	入札手続の種類.....	11
2	WTO 政府調達協定の適用	11
3	競争参加資格の確認.....	11
4	総合評価の方法（案）	11
第2節	事業者の募集及び選定手順.....	12
第3節	委員会の設置.....	12
第4節	提出書類の概要.....	12
1	応募資格審査書類の内容.....	12
2	入札書及び技術提案書等の内容.....	13
3	技術提案書の評価.....	13
4	応募の費用負担.....	14
5	提出書類の取扱い.....	14
第5節	応募者の参加資格要件.....	14
1	応募者の構成.....	14
2	応募者を構成する企業に共通の参加資格要件.....	15

3	統括企業の入札参加資格.....	17
4	維持修繕企業の入札参加資格.....	17
5	設置改修企業の入札参加資格.....	18
6	調査企業の入札参加資格.....	19
7	設計企業の入札参加資格.....	19
8	建設企業の入札参加資格.....	20
9	参加資格確認基準日.....	21
第6節	条件を満たしていない者に対する特例規則.....	21
第7節	競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	21
第8節	入札説明会等.....	21
第9節	落札者の決定方法.....	21
第3章	契約の締結等に関する事項.....	23
第1節	契約の締結.....	23
1	契約及び協定の締結.....	23
2	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	23
3	契約に要する費用.....	23
4	契約保証金.....	23
第2節	想定されるリスクの責任分担.....	23
第4章	業務実施に関する事項.....	24
第1節	対象業務の水準.....	24
第2節	実施状況のモニタリング.....	24
第3節	要求水準違反時の措置.....	24
第5章	その他本委託の実施に関し必要な事項.....	25
第1節	予算措置.....	25
第2節	本委託に係る情報の提供.....	25
第3節	応募者が1者のみであった場合の取扱い.....	25
第4節	入札の中止等.....	25
第5節	実施方針（案）に関する質問の受付等.....	25
1	質問の受付・回答.....	25
2	担当窓口（問い合わせ、書類提出先）.....	26

第1章 本委託に関する事項

第1節 委託内容に関する事項

1 委託名称

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26-901号）
（水の官民連携レベル3.5）

2 対象施設

本委託の対象施設は、中央区内及び東区内の本市が所管する以下の下水道管路施設とする。ただし、日常的維持修繕業務における警報時水防等従事業務及び災害時維持修繕協定に基づく災害時対応業務については、中央区及び東区に限らず、本市が所管する下水道管路施設（約12,425ha、約2,800km）の全部を対象とする。また、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務については、中央区及び東区に加え、西区の合流式管路施設を対象区域に含むものとする。

施設内訳	単位	中央区	東区	数量
下水道管路施設	ha	2,313	3,196	5,509
管きょ（汚水、雨水、合流）	km	531	666	1,197
マンホール（躯体、マンホール蓋）	基	18,145	21,978	40,123
取付け管	か所	64,070	50,491	114,561
公共ます	か所	60,199	49,436	109,635

3 対象施設の管理者

熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

4 本委託の目的

本委託は、本市が所管する下水道管路施設（中央区、東区）の維持管理業務及び計画的更新工事業務について、受託事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや創意工夫等の発揮を促し、効率的かつ安定的な業務の実現を図るため、複数年契約により包括的に委託するものである。

また、下水道管路施設の事後保全対応の高度化をはじめ、予防保全型の改築更新に係る維持管理と更新を一体的に実施することにより、業務の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

さらに、新たにプロフィットシェアの仕組みを導入し活用することで、次期官民連携事業を見据えた具体的かつ安定的な要求水準（サービスレベル）の確立を目指すものである。

これらの目的を達成するため、下水道管路施設における複数の業務を包括的（管理・更新一体マネジメント方式）に、かつ、複数年契約（10年）により実施し、国が推進する「水の

官民連携（レベル 3.5）更新実施型」に基づき委託を行うものである。

5 基本方針

本委託を適切に実施するため、本市が事業者に対して遵守を求める基本方針を以下に示す。

- (1) 事業者は、長期にわたる本委託における公共サービスの継続性、安定性及び信頼性を確保し、サービス水準の維持及び向上を図るものとする。
- (2) 事業者は、各業務を横断的かつ一体的に管理する統括管理体制を構築し、施設情報、点検・調査結果、維持管理及び更新に関する各種情報を集約・共有することにより、業務間の有機的な連携を確保するものとする。また、セルフモニタリングを通じて履行状況を把握し、継続的な改善を図るとともに、特に更新計画案の作成に当たっては、これらの情報を統合的に活用し、合理的かつ実効性のある計画の立案を行うものとする。
- (3) 事業者は、性能発注の考え方に基づき、自らの責任と判断において、本市が定める要求水準を満たすための具体的な実施内容を定め、適切に施設の維持管理を行うものとする。また、履行期間を通じて、新たな技術やノウハウの活用等により、サービスレベルの向上及び効率化を図るものとする。
- (4) 事業者は、施設の定期的な点検、調査及びその診断並びに更新計画案作成などを実施することにより、安全性の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な改築更新を行うものとする。
- (5) 事業者は、安全で安心な社会インフラを維持するため、防災及び減災に努めるとともに、災害、事故又は異常発生時において、迅速な初動対応、原因の把握及び早期の機能回復が可能となる体制等を構築し、これを維持するものとする。
- (6) 事業者は、施設情報、点検・調査結果及び修繕・更新履歴等の情報を適切に管理・活用することにより、維持管理及び更新の高度化・効率化を図るとともに、情報セキュリティを確保するものとする。
- (7) 事業者は、長期契約の特性を踏まえた品質管理及び業務の標準化を行うとともに、労働災害の防止及び第三者の安全確保を含む安全管理を徹底し、安定的なサービス品質を確保するものとする。
- (8) 事業者は、業務の効率化及び価値向上により創出した成果について、本市への適切な還元を図るとともに、必要な人材の確保及び育成により持続的な事業運営を実現するものとする。
- (9) 事業者は、地元企業との連携を図り、地域資源の活用、人材の雇用及び地域住民等との協働による地域貢献等を通じて、地域経済の成長及び地域社会の持続的発展に貢献するものとする。

6 履行場所

- (1) 本委託の履行場所は、熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号外地内とする。なお、対象区域は、中央区内及び東区内を基本とする。

- (2) 日常的維持修繕業務における警報時水防等従事業務、及び災害時維持修繕協定に基づく業務対応については、中央区及び東区に限らず、本市が所管する下水道管路施設（約 12,425ha、約 2,800km）の全部を対象とする。
- (3) 計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務の対象区域は、中央区及び東区に加え、西区の合流式管路施設を含むものとする。
- (4) 業務の拠点となる事務所は、本委託において本市又は市民等からの要請等があった場合に、原則として 1 時間以内に現場へ到達できる場所に設置すること。なお、事務所の設置にあたっては、本市が保有する施設の一部を活用できる場合がある。
- (5) 緊急を要する場合は、要望受付から原則 1 時間以内に現場へ到着し、現場状況の確認及び迅速な対応が可能な体制等を整備すること。なお、夜間又は休日等の業務時間外においても同様とする。

7 業務内容

本委託は、水の官民連携（レベル 3.5）更新実施型として、下水道管路施設に係る(1)統括的管理業務、(2)日常的維持修繕業務、(3)日常的設置改修業務、(4)計画的調査設計業務及び(5)計画的更新工事業務を包括的に委託するものである。

さらに、本市と事業者との間で災害時などの対応に関する災害時維持修繕協定を締結し、災害時においても迅速かつ円滑な対応を実施するものである。

本委託における主な業務は、以下のとおりとする。なお、現時点で想定する主な業務の概算数量については、要求水準書（案）別紙「業務の概算数量」を参考とするものとする。ただし、これは当初の想定であり、全ての数量の実施を保証するものではない。また、業務範囲については要求水準書（案）に定めるとおりであるため、当該内容を参照すること。

なお、本方針は今後変更することがあるため、具体的な業務内容その他の詳細については、入札公告時に示す要求水準書等を参照されたい。

(1) 統括的管理業務

- ・全体業務計画書作成業務
- ・年間業務計画書作成業務
- ・施工計画書作成業務
- ・月間業務計画書作成業務
- ・日常的業務における作業マニュアル作成及び総合的管理業務 ※(2)(3)関連
- ・計画的業務における各種計画案作成及び総合的管理業務 ※(4)(5)関連
(以上の業務を「統括マネジメント業務」として位置付ける。)
- ・データ更新及び管理業務
- ・セルフモニタリング業務

(2) 日常的維持修繕業務

- ・住民等対応（一次対応）業務
- ・巡視・点検業務
- ・TV カメラ調査業務

- ・洗浄・清掃業務
 - ・害虫駆除業務
 - ・圧送管維持補修業務（※１）
 - ・小規模修繕業務（※１）
 - ・要望等対応（単価契約レベル）業務（※１）
 - ・警報時水防等従事業務
- (3) 日常的設置改修業務
- ・公共樹設置業務
 - ・移設業務
 - ・改修業務（※１）
- (4) 計画的調査設計業務
- ・巡視・点検業務
 - ・TV カメラ調査業務
 - ・洗浄・清掃業務
 - ・更新計画案作成業務
 - ・設計業務
- (5) 計画的更新工事業務
- ・更生工事
 - ・布設替え工事
- (6) 災害時対応業務（※２）
- ・災害時被災状況把握等業務
 - ・二次災害防止等緊急措置・対応業務

※１ 当該業務は、原則として、緊急性を有し、被害の拡大防止又は機能確保のため即時対応が必要なもののうち、１件当たりの費用が４００万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）となるもの（圧送管維持補修業務、小規模修繕業務、要望等対応（単価契約レベル）業務及び緊急措置を伴う改修業務等）については、本市への速やかな報告を前提として、監督職員との事前協議を要せず、事業者の判断により実施できるものとする。ただし、事業者は、監督職員に対し、当該対応内容及び費用の妥当性を確認できるよう、内訳を明示した官積算基準その他合理的な根拠に基づく見積書を速やかに提出し、事後的に承諾を得るものとする。これに対し、１件当たりの費用が４００万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合又は緊急性が認められない場合は、事前に監督職員と協議の上実施するものとする。なお、当該協議に当たっては、原則として三者以上から見積書を徴収するものとする。

※２ 災害時対応業務については、基本契約締結後、要求水準書別紙「災害時維持修繕協定（案）」に示す内容を基に、本市及び事業者が協議の上、当該協定を締結するものとする。

8 委託方式

本委託は、下水道管路施設の維持管理及び更新工事等に係る各種業務を、複数年かつ包括的に委託する管理・更新一体マネジメント方式である「水の官民連携事業（レベル 3.5）更新実施型」を採用するものである。

本委託は、原則として性能発注とする。この場合において、本委託に関する契約書及び要求水準書で定める範囲内で、事業者は自らの裁量により、人員、時期、機器及び方法等を決定できるものとする。

9 業務期間

本委託における期限の定めについては次のとおりとする。

- (1) 業務準備期間 基本契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで（10 年間）
- (3) 業務引継期間 令和 19 年 2 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで（2 か月間）

10 業務実施体制

事業者は、契約締結後、速やかに本委託を適切に実施するために必要な業務実施体制を構築し、これを維持するものとする。業務実施体制の具体的な内容については、性能発注の趣旨を踏まえ、事業者自らの責任と判断により定めるものとする。

また、(1)統括的管理業務においては、(2)日常的維持修繕業務、(3)日常的設置改修業務、(4)計画的調査設計業務及び(5)計画的更新工事業務を包括的にマネジメントするものとする。この実施に当たっては、統括管理責任者等を配置することにより、適切な統括管理体制の確保を図るものとする。なお、当該統括的管理業務に係る委託費は、本件各業務に合理的に配分されるものとする。

さらに、日常的維持修繕業務における住民等対応（一次対応）業務の一環として、本件施設に関する問合せ専用の電話を常設し、24 時間 365 日受付可能な体制を確保するものとする。あわせて、当該窓口を通じて、住民対応、事故対応その他緊急対応を適切かつ迅速に行うことができる体制等を整えるものとする。

第2節 契約及び支払等に関する事項

1 本委託に関する契約及び協定

本委託においては、次の各号に掲げる契約及び協定（以下「本件契約」という。）を締結するものとする。

(1) 基本契約

本市と事業者との間で、本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定める基本契約を締結する。なお、当該基本契約書（案）は、入札公告時に示すものとする。

(2) 日常的維持修繕業務委託契約

本市と事業者（共同企業体の構成員（第 2 章第 5 節第 1 項に定義する。以下同じ。）のうち、日常的維持修繕業務を担当する維持修繕企業及び統括企業）との間で、基本契

約の定めるところにより、日常的維持修繕業務委託契約を締結する。なお、当該契約書（案）は、入札公告時に示すものとする。

(3) 日常的設置改修業務委託契約

本市と事業者（共同企業体の構成員のうち、日常的設置改修業務を担当する設置改修企業及び統括企業）との間で、基本契約の定めるところにより、日常的設置改修業務委託契約を締結する。なお、当該契約書（案）は、入札公告時に示すものとする。

(4) 計画的調査設計業務委託契約

本市と事業者（共同企業体の構成員のうち、計画的調査設計業務を担当する調査企業及び設計企業並びに統括企業）との間で、基本契約の定めるところにより、計画的調査設計業務委託契約を締結する。なお、当該契約書（案）は、入札公告時に示すものとする。

(5) 計画的更新工事請負契約

本市と事業者（共同企業体の構成員のうち、計画的更新工事業務を担当する建設企業及び統括企業）との間で、基本契約の定めるところにより、計画的更新工事業務請負契約を締結する。なお、当該契約書（案）は、入札公告時に示すものとする。

(6) 災害時維持修繕協定

本市と事業者との間で、基本契約の定めるところにより、災害時維持修繕協定を締結する。なお、当該災害時維持修繕協定書（案）は、要求水準書に掲載するものとする。

2 総価契約単価合意方式

本委託は複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし、業務の円滑化を図る観点から、業務委託料又は請負代金（以下「契約金額」という。）の算定に用いる単価について、あらかじめ協議の上合意する総価契約単価合意方式の対象業務とする。本方式は、業務委託料及び請負代金の双方に適用するものとする。

単価の合意は、本件契約に関する基本契約書の規定に基づき実施するほか、次に掲げる手続により実施するものとする。

- (1) 本市及び事業者は、本件契約の締結後、速やかに契約金額の内訳書を提出し、その内容について協議を行い、単価合意書を締結するものとする。
- (2) 前号の協議において、協議開始の日から 14 日以内に単価合意が成立した場合は、「単価合意書」を締結する。この場合において、要求水準書別紙「単価表」を参考とした単価表を作成し、単価合意書の別添として添付するものとする。なお、単価契約の対象は単価表に記載のある工種（レベル 2）とし、合意単価は種別（レベル 3）又は細別（レベル 4）を対象とする。
- (3) 前号の単価の設定に当たっては、事業者が見積書を提示し、本市との協議により設計単価を決定するものとする。合意した単価に諸経費を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約単価とし、単価合意書を作成するものとする。
- (4) 単価合意書に記載された数量、合意単価及び合意条件は、本件契約の特段の定めがあ

る場合を除き、本市及び事業者を拘束するものではなく、単価合意書に記載された作業等の実施を義務付けるものではない。また、合意数量は将来の出来高を拘束するものではない。ただし、実際の履行条件等に著しい変更がない限り、当該単価を基礎として精算を行うものとする。

- (5) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、既に合意した単価が著しく不適當となったときは、本市又は事業者は、合意単価の変更に関する協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。
- (6) 前号のスライド協議が成立し、これに基づき契約金額の変更契約を締結したときは、改めて単価合意を行うものとする。この場合において、既に合意された単価についても再度合意し直すものとする。
- (7) 第1号から第3号の規定は、契約金額の変更後における単価合意について準用する。この場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、本市がこれを定め、事業者に通知するものとする。
- (8) 本市は、本件契約書の定めるところにより契約金額を支払うものとする。
- (9) 合意単価に含まれない工種の取扱いについては、要求水準書の定めるところによる。

3 支払方法

(1) 統括的管理業務

統括的管理業務を履行する統括企業に対する支払は、日常的維持修繕業務、日常的設置改修業務、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務に係る各業務の履行に応じて、当該各業務の出来高の進捗に応じた時期に支払うものとする。

当該業務の対価は、入札において事業者が提案した金額を基に算定し、本件個別契約に対して概ね均等となることを基本としつつ、当該提案内容を踏まえ適切に配分した上で、契約締結後、単価合意の手続において確認するものとする。

(2) 日常的維持修繕業務及び日常的設置改修業務

日常的維持修繕業務及び日常的設置改修業務を履行する維持修繕企業又は設置改修企業に対する支払は、原則として、業務開始後から契約期間中において四半期ごとに出来高に応じて行うものとする。ただし、各年度における支払額は、当該年度の予算額を上限とする。

(3) 計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務

計画的調査設計業務を履行する調査企業及び設計企業、並びに計画的更新工事業務を履行する建設企業に対する支払は、原則として、業務開始後から契約期間中において各会計年度末に出来高に応じて行うものとする。ただし、各年度における支払額は、当該年度の予算額を上限とする。

なお、事業者が希望する場合は、基本契約書別紙「債務負担行為に係る契約の特約条項」に基づき、前金払、中間前金払又は部分払を請求することができるものとする。

(4) 災害時対応業務

本市と事業者との間で締結する災害時維持修繕協定に基づく災害時対応業務に要する費用は、本市が負担するものとする。費用の算定に当たっては、原則として本委託において合意された単価を用いるものとし、これにより難しい場合は、事業者の見積を参考に本市が積算するものとする。当該費用については、本市と事業者との間で別途契約を締結の上、事業者の請求に基づき支払うものとする。

(5) 留意事項

第1号から第3号までに定める支払方法については、次の各号に掲げる事項に留意すること。詳細については、基本契約書に定めるものとする。

ア 履行期間の最終年度においては、会計年度末の完成払となるため、一部の業務において支払回数が減少すること。

イ 当該年度の支払額に占める資金的支出に係る部分は、当該支出に対応する業務の完了状況その他資産計上の前提となる内容が未確定である場合には、本市及び事業者の協議により翌年度に繰り越すことができること。

4 契約金額の見直し

本市及び事業者は、本委託の実施条件が当初の想定と著しく異なった場合には、契約金額の見直しを行うことができるものとする。契約金額の見直しは、本市又は事業者の申出により、原則として年1回行うことができるものとし、その取扱いには次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 著しく賃金又は物価の変動による変更

本委託の契約金額について、著しい賃金又は物価の変動があった場合は、本市又は事業者の申出により、契約金額の変更を請求することができる。詳細は、基本契約書(案)に定めるところによる。

(2) 業務における数量等の変更

業務における数量等の変更により費用が増減する場合は、本市及び事業者は、契約金額の見直しを行うものとする。

また、税制の変更により業務の実施に係る費用が増減する場合も、同様とする。

5 遵守すべき関係法令等

事業者は、本委託を実施するに当たり必要とされる関係法令等(法律、政令、省令、条例、通達、規則、規定、命令、規程及びガイドライン等を含む。)を遵守するものとする。

6 業務の引継ぎ

(1) 業務準備期間における業務の引継ぎ

事業者は、本市との間で基本契約を締結した後、本委託の実施に必要となる引継書の提供を受け、業務開始に向けた準備行為として、自らの責任及び費用負担により現地調査等を実施することができるほか、本委託を円滑に開始するために本市と協議を行う

ものとする。事業者は、履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。

(2) 業務引継期間における業務の引継ぎ

本委託期間の満了に伴い本委託が終了する場合における主な取扱いは、次のとおりとする。

ア 業務の引継ぎ

本委託の終了に際して行う本市又は本市の指定する者への業務の引継ぎは、原則として、本履行期間内に行うものとする。事業者は、自らの責任及び費用負担により、本委託が円滑に引き継がれるよう、引継書の作成その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、本委託期間終了後に予定される次期委託業務の検討及び準備を円滑に行うため、本委託期間終了の概ね1年前から、事業者は、本市に対し、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

イ 施設、設備等及びデータ類の取扱い

本委託期間の終了に伴い、本委託に関連して使用される施設、設備等及び本委託の遂行により作成又は蓄積された各種データ類の取扱いについては、本件契約に定めるところによるものとする。

事業者は、本市又は本市の指定する者が次期委託業務を継続的かつ円滑に実施できるよう、施設、設備等を適切な状態に維持するとともに、維持管理記録、点検・調査履歴、修繕・改築履歴、台帳その他本委託に関するデータ類を、本市が指定するファイル形式により提供し、必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

ウ 契約関係及び金銭の精算

本委託期間の終了時における契約関係の整理及び本委託に係る金銭の精算については、本件契約に定めるところによるものとする。

事業者は、本委託期間の終了に伴う精算手続が円滑に行われるよう、本市に対し、必要な資料の提出その他必要な協力を行わなければならない。

エ 秘密情報等の取扱い

本委託期間の終了後においても、事業者は、本委託に関連して知り得た秘密情報、個人情報その他本件契約により守秘義務が課される情報について、本件契約に定めるところにより適切に管理し、及び取り扱わなければならない。

7 プロフィットシェア

本委託は、履行期間中における業務の効率化及びライフサイクルコストに資する提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業者は、本委託において求められる業務水準を低下させることなく、本件契約の締結後に、新たな提案により、本委託の実施に要する費用の縮減を伴う業務手法の見直し又は要求水準の変更が見込まれる場合には、当該提案を積極的に行うものとする。

当該提案に基づき実現した費用縮減のうち、本市が当該提案を採用し、要求水準の変更等

を行った場合において認めた部分については、プロフィットシェアの対象とし、本市と事業者がこれを分配するものとし、当該縮減額の契約において定める割合を契約金額の調整を通じて本市に還元し、残余は事業者の利益として帰属することを基本とする。この場合における本市の負担額又は事業者の契約金額の減額の取扱いについては、本市及び事業者の協議により、双方の合意の上で円滑に確定するものとする。

なお、外的要因による費用縮減又は通常の業務遂行に伴う効率化による費用縮減については、性能発注の考え方に基づき、事業者の創意工夫の成果として事業者に帰属するものとする。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 事業者の選定方法

1 入札手続の種類

本委託は、要求水準書に定める内容を確実に履行するために高度な技術及び能力を要するものである。このため、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（技術提案型）」の入札方式を採用するものとする。

2 WTO 政府調達協定の適用

本件契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約であるため、WTO 政府調達協定を適用するものとする。

3 競争参加資格の確認

本件競争入札に参加しようとする事業者については、本市の競争参加資格を有する者であること及び一定の業務実績を有すること等、所定の参加資格要件を満たしているかについて確認を行うものとする。

4 総合評価の方法（案）

本件競争入札は、総合評価落札方式（技術提案型）により評価を行うものとし、総合評価点（以下「評価値」という。）は、次の各号の定めるところにより算出する。

(1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は、次のとおりとする。

$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点} \times (1 - \text{入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額} / \text{予定価格})$

（価格評価点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）

(2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26-901号）（水の官民連携レベル3.5）落札者決定要領（以下「本件落札者決定要領」という。）に基づき評価するものとする。

(3) 総合評価は、入札者の価格評価点及び技術評価点の合計点（評価値）により行うものとする。

(4) 評価値は、200点満点とし、内訳は次のとおりとする。

$\text{評価値} = \text{価格評価点（100点満点）} + \text{技術評価点（100点満点）}$

第2節 事業者の募集及び選定手順

本委託に係る事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及び日程で行うことを予定している。日程は都合により変更することがある。

なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

実施事項	日程
実施方針（案）の公表	令和8年6月中旬頃
実施方針（案）に関する質問受付期間	令和8年7月上旬頃まで
実施方針（案）に関する質問回答	令和8年7月上旬頃まで
必要に応じて個別ヒアリングの実施	令和8年7月上旬頃まで
入札公告・入札説明書等の交付	令和8年8月中旬頃
入札説明書等に関する質問受付期間	令和8年8月中旬頃から 令和8年9月下旬頃まで
入札参加資格確認申請書締切	令和8年9月下旬頃
入札説明書等に関する質問回答の公表	令和8年10月上旬まで
応募資格審査書類に関する確認結果の通知	令和8年10月上旬頃
入札書及び技術提案書の受付期間	令和8年10月上旬頃から 令和8年11月上旬頃まで
ヒアリング	令和8年11月下旬頃
落札者の公表	令和9年1月上旬頃
基本契約締結	令和9年1月下旬頃
業務の引継ぎ	令和9年3月31日まで
個別契約締結	令和9年4月1日

第3節 委員会の設置

本市は、事業者の選定に当たり、学識経験者及び行政職員から構成される委員会を設置する。

当該委員会は、本件落札者決定要領に基づき、応募者から提出された技術提案書の内容について審査を行い、技術評価点を決定するとともに、その結果を本市に報告する。

本市は、当該技術評価点及び入札価格に基づき算出した価格評価点を合算した評価値により総合評価を行い、落札者を決定する。

第4節 提出書類の概要

1 応募資格審査書類の内容

本件競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、応募資格審査書類の受付期間に、次に掲げる書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について審査を受けなければならない。

- (1) 様式第 1 号「競争入札参加資格確認申請書」
- (2) 様式第 2 号「競争入札参加資格審査調書」
- (3) 様式第 3 号「水道料金等滞納有無調査承諾書」
- (4) 様式第 4 号「配置予定技術者調書」
- (5) 様式第 5 号「工事（業務）実績調書」
- (6) 配置予定技術者が資格を有していることを証明する書類の写し
- (7) 業務実績を有していることを証する契約書の写し
- (8) 最新の経営事項審査結果通知書の写し（建設工事を伴う業務に係る入札参加資格を有する者及び建設企業の者に限る。）
- (9) 熊本市税の納税証明書（熊本市税の納税義務がある構成員について公告の日以後に発行されたものの原本に限る。地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）
- (10) 国税の納税証明書（全ての構成員のものについて公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）
- (11) 様式第 6 号「共同企業体調書（各構成員の関連企業申告書）」（構成員以外の協力企業等がある場合は、本様式を参考に関心表明書を受領し、その写しを添付することができる。）
- (12) 様式第 7 号「委任状」
- (13) 様式第 8 号「共同企業体結成届（乙型共同企業体協定書）」
- (14) 返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形 3 号封筒）

2 入札書及び技術提案書等の内容

参加希望者は、入札書及び技術提案書等の受付期間に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 日常的維持修繕業務委託料内訳書
- (3) 日常的設置改修業務委託料内訳書
- (4) 計画的調査設計業務委託料内訳書
- (5) 計画的更新工事業務請負代金内訳書
- (6) 技術提案書（様式第 9 号）

3 技術提案書の評価

技術提案書の評価においては、次に掲げる事項を主な内容とした提案書の提出を求めることを予定している。

(1) 必須とする項目

ア 業務計画

- a 実施内容（理解力、技術力）

- b 業務遂行能力（実施体制、実行力）
- c 安全管理（安全対策、安全教育）
- d 品質管理（出来高管理、マニュアル、人材育成）
- e 情報管理（データ管理、セキュリティ）
- f 緊急時、事故未然防止等対応力
- g 災害時等対応力
- h プロフィットシェア

(2) 必須とする項目以外の項目

- ア 実績（履行実績）
- イ 社会貢献
 - a 地元企業（地域企業の活用等による地域経済の活性化）
 - b 地域貢献（市民サービス向上の取組み）
- ウ その他（創意工夫、独自提案）

4 応募の費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

5 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。

(2) 提案書類の返却

ア 提出書類

企画提案書等、全ての提出書類は返却しない。

イ 提出内容の取扱い

提出された提案書類は、入札参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、熊本市情報公開条例（平成 10 年 4 月 1 日条例第 33 号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

第 5 節 応募者の参加資格要件

1 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。なお、構成員以外の協力企業がある場合は、応募時にその関心表明書を提出すること。

また、一部業務の再委託については、本市の承諾を得た場合に限り認めるものとする。ただし、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 入札参加者は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）により構成される共同企業体とする。

- ア 統括的管理業務を実施する者（以下「統括企業」という。）
 - イ 日常的維持修繕業務を実施する者（以下「維持修繕企業」という。）
 - ウ 日常的設置改修業務を実施する者（以下「設置改修企業」という。）
 - エ 計画的調査設計業務のうち調査業務を実施する者（以下「調査企業」という。）
 - オ 計画的調査設計業務のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）
 - カ 計画的更新工事業務を実施する者（以下「建設企業」という。）
- (2) 応募者は、複数の企業による共同企業体とし、その運営形式は、各構成員がそれぞれの業務を分担して実施する分担方式（乙型共同企業体）とする。なお、本共同企業体は出資を伴わず、各構成員はそれぞれの担当業務について責任を負うものとする。
- (3) 構成員の中から共同企業体の代表企業を定めるものとし、当該代表企業は、入札手続及び落札者となった場合の契約手続きにおいて共同企業体を代表するほか、構成員間の調整を行うとともに、本市との協議、書類の提出及び通知の受領等を行うものとする。
- (4) 構成員の数は任意とするが、本委託を適切に履行するため、それぞれが明確な役割分担の下で責任を有する体制としなければならない。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として重複して本件競争入札に参加することはできない。
- (6) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として申請書等を提出した場合、その組合員は単体で申請書等を提出することはできない。
- (7) 本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として次項に掲げる資格要件を全て満たしていること。また、当該事業協同組合又は業務を担当する組合員も併せて、次項第 5 号の要件を満たしていること。さらに、本委託を担当する組合員のいずれかが、第 3 項から第 8 項の入札参加資格要件を満たす者であること。

2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 10 条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。かつ、令和 9 年度（2027 年度）以降に係る入札参加資格申請書を提出し、受理されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年間に於いて、本市との契約に関し違反又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 熊本市公契約条例(令和 7 年条例第 5 4 号)第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (11) 本件競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中会社」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、一方が更生会社又は再生手続中会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正性を阻害すると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

- a 組合とその組合員の関係
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(12) 本委託に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本面

当該企業の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

3 統括企業の入札参加資格

統括企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、統括的管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように統括企業共同企業体を構成すること。ただし、(1) の要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

(1) 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者

ウ 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

(2) 統括的管理業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者（以下「技術士（下水道）」という。）

イ 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の登録(専門技術部門を「下水道」とするものに限る。)を受けている者

ウ 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者

エ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者

4 維持修繕企業の入札参加資格

維持修繕企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、日常的維持修繕業務を複数の者により分担して

実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように維持修繕企業共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

(1) 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

(2) 土木一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

(3) 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

(4) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「地方公共団体等」という。）が発注した下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定する下水道管路施設の TV カメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和 8 年 3 月 31 日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。

(5) 日常的維持修繕業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるそれぞれの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者

イ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者

5 設置改修企業の入札参加資格

設置改修企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、日常的設置改修業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設置改修企業共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

(1) 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

(2) 土木一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

(3) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

る者であり、令和 8 年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に定める様式第 25 号の 12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事の総合評定値が 600 点（B ランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者

- (4) 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。
- (5) 日常的設置改修業務に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

6 調査企業の入札参加資格

調査企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち調査業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように調査企業共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

- (1) 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者
- (2) 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。
- (3) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日以降。以下同じ。）において、地方公共団体等が発注した下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定する下水道管路施設の TV カメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和 8 年 3 月 31 日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。
- (4) 計画的調査設計業務のうち調査業務に配置できる技術者は、日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

7 設計企業の入札参加資格

設計企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち設計業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設計企業共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

- (1) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づ

- く建設コンサルタント（登録部門が「下水道部門」に限る。）の登録を受けていること。
- (3) 過去 10 年間に於いて、地方公共団体等が発注した下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定する下水道管渠施設における長寿命化計画策定又はストックマネジメント計画策定業務並びに下水道管渠施設における改築（布設替え及び管更生）の詳細設計業務を元請として履行した実績があること。
- (4) 計画的調査設計業務のうち設計業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社工員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。
- ア 技術士（下水道）
- イ 日本下水道事業団法施行令（昭和 47 年政令第 286 号）による第一種技術検定に合格し、3 年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を 6 月以上有するものに限る。）
- ウ 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者
- (5) 計画的調査設計業務のうち測量業務に従事する技術者については、測量法に基づく測量士として登録を受けている者（(4) の技術者と同じ者でも可）を配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社工員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

8 建設企業の入札参加資格

建設企業は、第 2 項に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、当該関連業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように建設企業共同企業体を構成すること。

- (1) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事に於いて競争入札参加資格を有する者
- (2) 土木一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
- (3) 令和 8 年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の総合評定値が 779 点（A ランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者
- (4) 計画的更新工事業務に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社工員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

- ア 下水道管路更生管理技士
(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)
- イ 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)
(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
- ウ 下水道管きょ更生施工管理技士
(一般社団法人 日本管更生技術協会)

9 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、申請書等の提出期限の最終日とする。

第6節 条件を満たしていない者に対する特例規則

- (1) 本件入札の参加希望者のうち、申請書等の提出日において第5節第2項第1号に規定する要件を満たしていない者は、第5章第5節第2号に規定する担当部局へ本件入札に参加を希望する旨を連絡した上で、令和8年9月30日までに、熊本市上下水道局総務部総務課に対し、熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成24年上下水道局規程第25号)第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。)第4条第1項に規定する入札参加資格に関する審査の申請を行わなければならない。
- (2) 特例規則に基づく審査の結果(競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。)については、書面により通知する。

第7節 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対し、競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

第8節 入札説明会等

入札説明会及び現場説明会は、実施しない。

第9節 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする項目」について、本件落札者決定要領に掲げる必須の要求要件を全て満たしていること。

(2) 次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 技術提案書を提出期間中に提出しない者

イ 技術提案書の内容が、必須の要求要件を満たしていない者

ウ 技術提案書に未記入等の不備がある者

エ 技術提案書の評価において、内容が不適と認められた者

(3) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。

この場合において、技術評価点及び価格評価点がいずれも同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする（くじの日時及び場所については、別途指示する。）。

(4) 本件落札者決定要領に基づかない提案書については、評価の対象とせず、失格とすることがある。

(5) 本委託は、WTO 政府調達協定の対象であるため、最低制限価格は設定しない。

第3章 契約の締結等に関する事項

第1節 契約の締結

1 契約及び協定の締結

本市は、落札決定後、落札者を相手方として基本契約を締結するとともに、第1章第2節第1項第2号から第6号に示す契約の構成に基づき、必要な個別契約及び協定を締結する。

2 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

本委託に係る契約書及び協定書等の解釈について疑義が生じた場合は、本市と落札者は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

3 契約に要する費用

契約の締結に要する費用は、全て落札者の負担とする。

4 契約保証金

契約規程第2条において準用する契約規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

第2節 想定されるリスクの責任分担

本委託におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を図るものである。

本件契約の実施に際して想定されるリスク及び当該リスクに対する責任分担については、要求水準書別紙「リスク分担表」によるものとする。なお、本方針においては案として示しているため、入札公告時に示す要求水準書において変更する場合がある。

第4章 業務実施に関する事項

第1節 対象業務の水準

本委託に関して要求する水準は、要求水準書において示すものとする。

また、事業者は、業務の実施に必要となる資格者等について、入札公告時に示す要求水準書の記載に基づき、関係法令等を遵守の上、適切に配置しなければならない。

第2節 実施状況のモニタリング

本市は、事業者が本件契約等に基づき業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認することを目的として、モニタリングを実施する。また、モニタリングは、本件契約に基づく全ての業務を対象として、継続的な改善を図る観点から実施するものとする。

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングに加え、本市による管理者モニタリングとして、月に1回の報告会（定例会）を開催するなどにより実施するものとする。また、モニタリングは、中立的な立場の第三者による第三者モニタリングを実施するものとし、事業者はこれに協力しなければならない。

本市は、モニタリングの結果、要求水準の未達等が認められる場合には、事業者に対し必要な是正又は改善を求めることができるものとする。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に示す要求水準書等において定めるものとする。

第3節 要求水準違反時の措置

事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を遵守できなかった場合、本市は事業者に対し、当該違反の是正に必要な改善措置を請求することができる。

本市の改善措置の請求にもかかわらず、事業者において改善が行われない場合又は改善が見込まれない場合は、要求水準違反が発生したものとみなし、別途定める基準に基づき、契約金額の減額又は違約金の請求その他必要な措置を講ずることがある。

第5章 その他本委託の実施に関し必要な事項

第1節 予算措置

本委託に係る予算措置については、債務負担行為を設定するよう手続きを進めるものとする。

第2節 本委託に係る情報の提供

本委託に係る情報の提供については、熊本市上下水道局のホームページを通じて適宜行うものとする。

第3節 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本委託に対する応募者が1者のみであった場合には、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて公募条件、要求水準その他の条件の変更を行うことがある。再度公告してなお入札に参加する者が1者である場合、入札を執行するものとする。

第4節 入札の中止等

不正な行為等により入札を公正に執行することができないと認められる場合、又は競争性を確保することができないと認められる場合は、入札の執行の延期、再公告又は中止等の措置を講ずることがある。

第5節 実施方針（案）に関する質問の受付等

1 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

実施方針（案）に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針（案）の公表から令和8年7月3日（金）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和8年7月9日（木）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	「（様式1）実施方針（案）に関する質問書」に記入の上、添付ファイル（Word形式）として電子メールにより送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）水の官民連携に関する実施方針に関する質問書】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。

提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	本節第 2 項に記載の窓口とする。
注意事項	<u>この実施方針（案）に対して質問ができる者は、本委託に応募を検討している企業とする（ただし、入札参加を義務付けるものではなく、必ずしも本入札に参加する必要はない。）。</u>

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。なお、電話や窓口等での個別対応は行わないため、留意すること。

回答日（予定）	可能な限り随時公表するが、最終回答期限は令和 8 年 7 月 22 日（水）とする。
回答の方法	熊本市上下水道局ホームページに掲載する。

2 担当窓口（問い合わせ、書類提出先）

熊本市上下水道局 維持管理部 下水道維持課 維持計画班

所在地 : 〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

担当者 : 佐藤、荒木

電子メール : gesuidouiji@city.kumamoto.lg.jp